

事務連絡

令和3年4月15日

各市町村国民健康保険主管課 御中

茨城県保健福祉部厚生総務課

国民健康保険室

市町村国保における国保税（料）賦課方式の統一について

平素より本県の保健・医療・福祉行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、本年4月23日の「令和3年度市町村長・市町村議会議長会議」において、別添のとおり、資料配付を予定しております。

会議当日は、令和4年度からの2方式統一に向け、今年度が準備期間の最終年度であることから、各種手続きについて、御理解、御協力をお願いさせていただく予定です。

つきましては、別添資料の内容について、お含みおきくださいますようお願い申し上げます。

茨城県保健福祉部厚生総務課

国民健康保険室 竹村・綿引

TEL 029-301-3172

(事業名)
市町村国民健康保険における賦課方式の統一

(令和3年度予算額)
一 千円

1 国民健康保険料(税)賦課の現況

市町村は、県が示す国保事業費納付金等を参考に、医療保険分、後期高齢者医療への支援金分及び介護保険2号保険料分のそれぞれで、下図の2から4方式のいずれかの賦課方式で算定し、被保険者に課税している。

賦課方式								
4 方式	応能割	所得割	3 方式	応能割	所得割	2 方式	応能割	所得割
		資産割			均等割			均等割
	応益割	均等割		応益割	均等割		応益割	均等割
		平等割			平等割			均等割

2 賦課方式の統一

本県では、国民健康保険料(税)の賦課方式について、2方式(所得割・均等割)とし、令和4年度からの統一を目指す旨「茨城県国民健康保険運営方針(※)」に記載した。

*令和2年10月改定。令和2年1月の市長会・町村会での意見を踏まえ、令和3年度から令和4年度に変更。

※国保の運営について、県と市町村が共通認識の下で保険者の事務を実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう定めた本県における統一的な方針。

<賦課方式を2方式に統一する理由>

全 般	<ul style="list-style-type: none"> ・簡潔・公平な賦課方式であること。 ・持続可能な国保制度とするため、<u>県内市町村の賦課方式を統一し、国が求める将来的な保険料水準の統一に向けた議論の第一歩</u>とすること。
資産割 (廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>固定資産税との二重課税</u>といった被保険者の懸念を解消できること。 ・<u>資産の所有場所による不公平感</u>(被保険者が他市町村に所有する資産に係る固定資産税は算定できない)を解消できること。
平等割 (廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内の国保世帯の約85%が1人又は2人世帯(H30時点)</u>であり、<u>制度創設時の昭和30年代と比べ、家族の形態が大きく変わってきたこと</u>。[「均等割(被保険者1人当たり)」を補完する役割を持つ「平等割(被保険者世帯当たり)」を賦課する意義の希薄化。] ・近年増加している<u>低所得の高齢者単独世帯の負担感を減らす</u>ことができること。

3 今後のスケジュール

令和4年度からの2方式統一に向け、今年度が準備期間の最終年度であるため、条例改正など各種手続きについて、各市町村の皆様には御理解、御協力をお願いいたします。

令和3年 4月～	市町村個別訪問：随時(意見交換、シミュレーションの参考事例やシステムの紹介等)
令和3年12月～	各市町村で運営協議会開催、条例改正(令和3年4定又は令和4年1定を想定)住民への広報等
令和4年 4月～	賦課方式の統一(全市町村で2方式を実施)